

## 固有名詞

阪倉篤義

### (一)

セロファン製のテープに粘着性をもたせて包装などに使用するものを、セロテープの名でよぶことは、今日ではもう一般化してゐる。ところが、この名称をめぐつて、五年ばかりまへに、その製造販売をしてゐるN社とS社とのあひだに係争問題がおこつた。元來この物品は、戦後、アメリカの進駐軍がわが国にもちこんで来たもので、はじめスコッチ・テープ、テープ・スコッチセルローゼなどとよばれてゐたさうである。(現在でも米国では、Scotchといふ商標で、Magic transparent tapeと称して販売されてゐる)。昭和二十三年にいたつて、わが国でもN社がこれの製造をはじめることになり、その際N社は、これに新しく「セロテープ」なる商標を附した。しかるにその後、S社が同種の商品を発売することになり、商標として、このN社の創案にかかる名称をそのままに用ゐたためにN社は莫大な売上上の損害をかうむつた。これは特許権の侵害であつて、S社はN社に対して損害の補償をせよと、かういふのがN社の主張であつた。争点の中心は、商標を登録した時期の問題と同時

に、またセロテープなる名称が、その時点において、はたしてN社の製品の固有名と認めるべきものであつたか、ただしは、この種の商品に対する普通名詞と考へるべきものであつたか、といふ点にかかることになる。この点に関して、裁判所は国語学者に鑑定書の提出をもとめることになつたらしい。S社はこれを、故時枝誠記博士およびO氏に依頼し、これに対してたまたま私は、友人S氏の紹介で、N社の側に立つての鑑定書を作成するはめになつた。思ひがけぬところで、時枝博士と相對立する立場に立つことになつたわけで、今となつては、これも一つの想ひ出である。

時枝博士が、このとき、その言語理論にもとづいて、固有名詞と普通名詞との關係をどのやうに説かれたかは、はなはだ興味あるところであるが、それは知ることができない。私は、ただ『国語学原論』(第二篇第四章意味論)に言はれてゐるやうな、「意味の本質は、言語主体の表現素材に対する概念作用或は意味作用そのものである」とする立場にたつて博士が説かれるであらうところを予想しつつ、みづからの考へかたを述べたのであつた。

「固有名詞」を解説して、市河三喜編『英語学辞典』は、つぎの

やうに記してゐる。

ある一個の事物特有の名称として用ひられる名詞で、同一部類に属する他の事物と区別するために使はれる。普通名詞が同一部類中の事物のいづれにも適用されるのに反し、固有名詞は特定の一事物にのみ適用され、理論的には事物と同数の固有名詞が予想される。実際には同一固有名詞が二個以上の事物に共有される例は少くないが、普通名詞とちがつて、その事物が必ずしも同一部類に属するものでなく、全く異種類のこともあり得る。同一普通名詞で呼ばれる事物は多くの属性を共有するが、固有名詞の場合には、名称以外に何等共通点を発見し得なくても差支へない。

ここに、固有名詞なるものにとつて最も重要な点は、それが、同一部類に属する個々の特定の事物を、たがひに他と区別せんがため  
に与へられた記号である、といふ事実である。『国語学辞典』における「固有名詞」の項の解説は、これをたたく指摘してゐる。すなはち、その命名の意図こそ重視されるべきであつて、たとへば、同姓同名の場合のごとく、あひことなる二つ以上の事物に対する個々の命名の結果が一致し、一つの名が二つ以上の事物に共有される事態になつても、それはあくまで偶然の結果と見るべきであり、それぞれを固有名詞と認めることに問題がないことは言ふまでもない。もつとも、その命名の意図よりして、同一部類に属する事柄どうしにおけるかういふ一致は極力さけることが望ましいが、これに對して、たとへば特急列車の「ひかり」と煙草の「ひかり」のごとく、種類をことにする二つ以上の事物相互の場合には、それらが同一の固有名詞を共有することには何等さしつかへがない。この命名

には、何本かの特急列車中から特定の列車を、また何種類かの煙草のなかから特定の煙草を区別せんとする意図はあつても、列車と煙草といふ、種類をことにする二つの事物を、これによつてたがひに区別せんとする意図は、本来ふくまれてゐないと考へるべきものだからである。この意味で、みぎの『英語学辞典』における「その事物が必ずしも同一部類に属するものでなく、全く異種類のこともあり得る」といふ説明は、はなはだ納得しにくい。同一の固有名詞が二個以上の事物に共有されるといふ事態は、本来より言へば、むしろそれらが異種類の事物である場合においてこそ認められるはずのものだからである。

したがつてまた、たとへば中村家の内部で、その家族の一人一人を単に中村の姓のみをもつてよんだ場合、その「中村」という命名は、各個人をたがひに区別する役にはたたないものであるがゆゑに、厳密に言へば固有名詞としての性格を有しなと言ひ得る。この家族各人のもつ中村といふ姓が固有名詞と考へられるのは、もつぱら彼が、家族以外の、他の姓を有する人物と交渉をもつ場において、この姓によつて他姓の人物と区別される場合である。天皇家が姓を有しないのは、これが、さういふものによつて他家から区別する必要のない家とされてきたからであつた。「太陽」といふ名詞は、もともと、ただ一つしか存在しない事物についての名であり、「ある一個の事物特有の名称」と言ひ得るものであるけれども、この場合、かへつてこれがただ一つしか存在しないものであるがゆゑに、——換言すれば、この名によつて、これを同種類の事物から区別する必要のないものであるがゆゑに、「太陽」といふ名詞は、固有名詞ではなく、むしろ普通名詞と考へられることになる。かり

に、将来銀河系以外の星雲が発見されて、そこに太陽と全く同性質の天体の存在することが明かになるやうなことがあれば、これを「太陽」とよんで差支へはない道理である。しかし、もしこのあたらしい天体を、われわれのタイヤウ（太陽）と区別するために、たとへばダイヤウ（太陽）とでも名づけるならば、その時点においては、「太陽」といふ名は固有名詞としての価値を有することになるであらう。

要するに一つの命名を、固有名詞と認めるか、普通名詞と認めるかは、それが、いかなる場面における、いかなる意図をもつての命名であるかによつて、きまつてくる。N社がはじめてセロファン製粘着テープに、「セロテープ」といふ名称を附して市販しはじめたとき、すくなくともわが国の市場には、他に同種類の商品は存在しなかつた。したがつて、「太陽」が普通名詞と考へられるのと同様の意味で、この「セロテープ」なる名称は、国内的には、むしろ普通名詞的な価値をもつてゐたと考へられる。その後、S社がこれと全く同種類の製品を製造しはじめたとき、その呼称としてこの「セロテープ」の名をもちゐたことも、その意味では一往やむを得なかつたのである。ただし問題は、これが商標であつたといふこと、さらにS社がN社の子会社といつたものではなくて競争相手である以上、みづからの製品に既存の同種類の製品と同一視されるやうな商標を附することは積極的にさけて、むしろこれと区別されるやうな固有名による命名をおこなふことが当然だと考へられる点である。すくなくとも、たとへばこれに「S社セロテープ」と命名すれば、一往問題はないわけだ。しかし、その時までにはこの「セロテープ」といふ商標が、特許庁に登録済みのものであつたとすれば、――と

いふことは、この名称が、あくまで固有名詞であつて、普通名詞化するのを許さないといふことを、命名者が宣言し、かつ、これが公に認められてゐたものであつたとすれば、みぎの「S社セロテープ」のやうに、これを普通名詞的に使用した命名すら、商業道德上は問題になるであらう。（事實は、N社が昭和二十五年六月十三日に「N社セロテープ」なる商標を出願して同二十七年九月六日に登録され、さらに昭和二十七年八月七日に、あらためて「セロテープ」といふ商標を出願して同三十四年十二月二十一日に登録されてゐる。前者の登録商標では「セロテープ」の名が普通名詞的に使用されてゐる点にも問題はあらう）。しかし、かうなると、ことはもはや言語外の問題であつて、われわれの知識をもつてしては、何とも判断のくだしやうがないと言はなければならぬ。

## (二)

みぎによつてあきらかなやうに、一つの事物を、固有名詞によつて命名するといふことは、その事物の有する属性が、他の、これと同種類の事物の有する属性と相違するものであることを、明確に表示しようとするのである。これに対して、普通名詞をもつてある事物に命名するといふことは、そのもつ属性に、他の事物のもつ属性と共通するもののあることを見出して、その点をもつてこれを同一範疇のものとして認め、共通の名によつて一つにくくつて表現しようとするのである。たとへば位置・標高・土質・生育植物の種類などにおいてさまざまであり、その点においてそれぞれの固有名をもつてよばれてゐる、平地より隆起した地塊を、その「平地より隆起した地塊」といふ一点の共通性をとらへて、すべて「ヤマ」と命

名するがごときである。固有名詞は、事物を個別的に、乃至は差別的に視る立場に立つての命名であり、それに対して、普通名詞は、事物を範疇的に、乃至は共通的に観る立場に立つての命名であつて、その方向が逆であるといふことができる。

みぎの、「平地より隆起した地塊」といふのが、いはば「ヤマの属性」なのであり、それがすなはち「やま」といふ普通名詞の意義である。しかし、一つの事物のもつ種々の属性のなかの、いかなる点をとりあげて範疇設定を考へるか、そのとりあげ方には種々の段階があり得る。ひろく「やま」とよばれるものなかで、さらに、たとへば、その「隆起のいちじるしさ」といふ属性を共通にするもののみを取りだして、これを「山岳」と命名することができる。すなはち、「平地より、いちじるしく隆起した地塊」といふのが、「山岳」といふ普通名詞の意義である。また、その「隆起の小ささ」といふ点をとらへて、さういふ属性を共通にするものを「をか」と命名することができる。ある場合には、その相違点を強調して、これを「やま」から区別することも可能であるが、しかし、その場合にも、「をか」はやはり、その範疇に属するものの総名として普通名詞である。それぞれの固有名を有する男女を、その生育地が京都であるといふ共通性、あるいは、そこからくる性格上の共通性などもつて、「京都人」とよぶならば、この京都人といふ命名は、各人の姓名(固有名)に対して、より普通名詞的である。しかし、「京都人」といふ名称も、「大阪人」「江戸ッ子」などに対しては固有名詞的であり、「日本人」といふ名称の方が、これらに対して、より普通名詞的である。その「日本人」も、「中国人」「朝鮮人」等々に對しては固有名詞であり、「アジア人」が、より普通名詞的である。

「アジア人」も「ヨーロッパ人」「アフリカ人」等に対しては固有名詞的であり、「人類」「人間」といふ命名が、さらに普通名詞的であるといふことができる。

より高次の段階においてとりまとめられたものの命名ほど、すなはち、より普通名詞的なものほど、その意義は、より概念的であり、普遍的・一般的にしか規定し得ないものであることは当然である。たとへば「人間」といふ普通名詞の意義を適確に定義しようと試みるならば、そのことはただちにあきらかであらう。これに対して、固有名詞の意義は、実に具体的であり、個別的であり、その内包が豊富である。たとへば、人間であり、アジア人であり、日本人であり、京都育ちであり、小川琢治の三男であり、湯川女洋の養子であり、場の理論を専門とする物理学者であり、ノーベル賞受賞者であり、京都大学の教授であり、基礎物理学研究所の所長であり、明治四〇年の生れであり、身長しかじか、体重しかじかである等々の属性を有してゐる一個体を指示する「湯川秀樹」といふ固有名詞を、完全に規定しきることは、ほとんど不可能にちかといふ言はなければならぬ。しかるに、よく知られてゐるジョン・スチュアート・ミルの固有名詞に関する説(System of Logic, I, Ch. II)として、つぎのやうな考へ方がある。

固有名といふのは、内包的(connative)でない。固有名は、それによつて呼ばれる個体を表示(Tenote)はするけれども、その個体に属するものとしてのいかなる属性をも、指示も暗示もしない。固有名は、われわれが何について語つてゐるかをしめすといふ目的に應じるものであつて、それについて何かを語るといふ目的には應じないのである。それに対して、「人」

といふやうな普通名は、各固有名を有する無数の個人を「表示」するのみならず、また、肉体的、動物としての生活、理性、形体など、われわれが「人間的」と称して区別するやうな、いくつかの属性を「内包」してゐる。対象にあたへられた名称が、何らかの情報 (information) を伝へるとき、すなはち、何らかの意味を有するとき、その意味は、それが表示するものに存するのではなくて、それが内包するところに存するのである。何ものをも内包しない対象の名称が固有名であり、固有名は、厳密にいふと意義 (signification) を持たないのである。しかし、これに対しては、すでに例のオットー・イェスベルセンの反論（「文法の原理」第四章）があるやうに、まったく逆のことを言ふことができる。

このミルの考へ方の大きな欠陥は、彼が、固有名詞なるもののも最も本質的な性格、すなはち、それが、本来、一つの限定された場面における同一部類に属する個々の事物を、たがひに他と区別せんとする意図をもつてなされる命名である、といふ事実を見のがしてゐるところにあると思はれる。（イェスベルセンも、これにあひ通ずる考へ方をもつて批評してゐるのだが、その場合彼は、もつぱら、固有名詞が一つの文脈的価値を持つた場合を問題とし、それは普通名詞の意義がある文脈において限定されるにいたると同様であるとして、結局、普通名詞と固有名詞とは程度の差であつてその間には明確な一線が劃し得ない、としてゐるところ、なほ不十分であると言はなければならぬ）。固有名詞といふのは、すぐれて場面的な記号であることを本来とするものであつて、さればこそ、芸名やペンネームや通称のごとく、一個人が、場合に應じて二つの固有

名をもつて呼ばれたり、改名や襲名などといふことが可能になつたりするのである。もしそれが、ある個人にとつて文字通り「固有」のものであるならば、かかることは起り得ない道理であらう。そのかぎり、一つの場面におけるかぎりでは、固有名詞は、いかなる普通名詞（の組合せ）にもまして、適確なイメージを聞き手の脳中に喚起する。十数箇の修飾語を附した普通名詞をもつても、なほ正確には伝へきれない一物理学者の全体的情報を、「湯川秀樹」といふ固有名詞は、直接的に聞き手に伝達することが可能である。

もつとも、かく言へば、かならず、さういふことは、かねて湯川秀樹なる人物についての情報を持ちあはせてゐる聞き手に對してこそ可能であらうけれども、この人物について何らの知識を有しない聞き手に對して、いきなり「湯川秀樹」といふ固有名を持ち出した場合、その固有名詞自体は何の情報をも提供しないではないか、といふ反論がなされるであらう。しかしながら、このことは、固有名詞にかぎらず普通名詞についても同様なのである。たとへば素粒子といふ概念についての知識を持ちあはさない聞き手に對しては、「素粒子」といふ普通名詞そのものは、何の情報をも提供しない。普通名詞は、より広い場面において、より広汎な文脈中にしばしばあらはれるために、その概念が、いつのまにか聞手の脳中に形成されてゐる場合が多いに過ぎない。のみならず、そもそも固有名詞が、ある特定のものを他と区別せんがために用ゐられるものである以上、さういふ聞き手に向つては、特に「湯川秀樹」といふ固有名詞を用ゐてものを言ふことと自体が無意味なのであつて、その場合のこの固有名詞は、「ある理論物理学者」あるいは、せいぜいが「湯川秀樹といふ人」といふやうな、普通名詞的な価値しか持たないのであ

る。けれども對話の進行につれて、聞き手にある程度、湯川秀樹なる人物についての情報が蓄積され、そのイメージの形成が可能になったときには、この場面においても、「湯川秀樹」といふ呼称は、その命名が本来意図したとおなじ、固有名詞としての価値をもつていたであらう。その間の事情は、イエスベルセンも例にひいてあるやうに、たとへば小説の主人公の名が、小説を読みすすむにつれて、次第にわれわれに親しいものとなり、その固有名が「意義」をもつたものになつてくる過程を考へれば、領会しやすい。その主人公を、「ある男」と呼ばずして、一つの固有名で呼ぶことにした作者の意図は、ここにおいて果されるといふべきであらう。したがつてまた逆に、「男」といふ普通名詞が、伊勢物語の世界においては、固有名詞相当の価値をになふにいたるといふやうなこともあり得る。現に後世、「昔男」といふ語は、特に在原業平を指すものとして用ゐられるにいたつた。ただし、この「昔男」の意味するものは、やはりあくまで伊勢物語的業平のイメージであつて、「在原業平」といふ固有名詞が一般に喚起するイメージに比べれば、その一部を形成するにすぎない。すなはち、「在原業平」といふ固有名詞の有効である場面は、さらに広いのである。

(三)

場面を予想した表現であるといふ点において、固有名詞は、代名詞(指示詞)に似たところがあるやうに見える。しかし、たとへば事物代名詞は、まったく種類を異にする二つの対象物を、同時に、「コレ」「ソレ」のごとくに区別して指示するのに用ゐることができ、また、同一物を、話し手の立場に依りて、コレとも、ソレとも

アレとも指示し得るのに対して、固有名詞は、すくなくとも一つの場面においては、一つの事物に固定して、用ゐられる。すなはち、指示詞といふのは、それ自身高度に概念化された語であるがゆゑに各種の具体的な場面(文脈)において適用され得るものであるのに対して、固有名詞といふのは前述のごとく、もともとある一つの場面を予想して、その場面における特定の事物を、他の同類の事物から区別せんがための、個別的な記号である。各代名詞の指示する対象は、それぞれの文脈に応じて千差万別であつて、一般的に言へば、これこそまさに、ミルの言ふ「それによつて呼ばれる個体を表示するけれども、その個体に属するものとしての属性を、指示も暗示もしない」ものであると言ふことができるが、固有名詞の方は、それぞれの「意義」を、くはしく記述しようとするれば、いくらでもくはしく記述することができるはずのものである。

この点をさらに詳しく言へばつぎのやうである。かういふ意見があり得るであらう。たとへば「すゑひろ」といふ固有名詞は、人の姓であつたり、名であつたり、紋所の名であつたり、菓子の銘柄であつたり、すし屋や、待合や、洋食店やらの屋号であつたりする。したがつて、そのすべてをおほふこの語の「意義」を言ふことは不可能であつて、この語を定義しようとすれば結局は「ものの名」とでもいつておくほかはないのではないかと。しかし、これは固有名詞の本質を無視した議論である。くりかへし述べたごとく、固有名詞は、本来、同類の事物のなから特定のものを区別せんがための命名である。「おなじく紋所であるもののなかで」といふ特定の場面において、特に一つの紋所を区別せんがために生れたのが、「すゑひろ」といふ、紋所の固有名詞なのであつて、たとへば菓子と待

合といふやうな、まつたく種類をことにするものを、固有名詞をもつて区別するなどといふことは、無意味なわざなのである。もともと、さういふ必要がないのであるから、この場合の固有名詞の一致は、前述のとほり、全くの偶然の結果と考へるべきものであり、それを綜合した意義といふものは、考へる必要がないのである。

つきに、しからば、同類の事物を区別するためのものといふふう限定すれば、一つの固有名詞の意義は直ちに記述し得るかといふに、勿論さうは簡単に行かない。たとへば「林美智子」といふ固有名をもつて呼ばれてゐる女性を、日本全国に、おそらくは万をもつて数へるほどゐるであらう。これらの女性のおの別箇の性格・容貌・経歴を綜合したのから「林美智子」といふ固有名詞の意義が形成されるとするならば、それを記述するなどといふことは、もとより不可能であつて、結局は、「女性の名色」とでも記述するほかはないことになる。けれども、だからと言つて、われわれは現実には、日常の言語生活において、「林美智子」といふ固有名詞によつて、他の何万人あるいは何十万人かの林美智子ではない、ある特定の女性に関する情報を、伝達または理解するのに不自由を感じることは、たまたま、同じクラスに林美智子といふ生徒が二人あるといふやうな、きはめてまれな場合をのぞいて、ほとんどない。すなはち、固有名詞によつてある個体を同類から区別するといふ場合、その区別すべきものの範囲は、われわれの生活圏によつて、おのづからさらに限定されてゐるのである。さういふ限定された場面を予想し、その場面において他から区別されることを以て事足りりとするのでなければ、新生児に命名する親は、つねに全く新しい音節や文字の組合せによる記号を創造することに、頭をなやまさなければなら

ないことにならう。「美智子」のごときありふれた既存の記号を利用するなどは、もつてのほかといふことになるであらう。

かうして、限定をかさねた特定の場面において、ある特定の事物を表示するといふ機能を果すことを本来とするのが、固有名詞といふものなのである。その場面の限定をはづしてしまへば、もはや固有名詞は、その機能——ミルの言ふ、表示の機能乃至は「何について語つてゐるかをしめす」機能すら——を喪つて、まさに「無意味な」音の連続になつてしまふであらう。勿論、普通名詞とても、ある場面（文脈）において用ゐられた場合には、その意義が限定されてくる。しかし、その場面的限定をとり除いてしまつても、——あるいは、すくなくとも大幅にゆるめても、なほかつ、その意義を、一般的なかたちで記述し得るところに、事物を範疇的に視る立場から生れる普通名詞の特色がある、とすることができ。これに対して、固有名詞の意義といふものは、この語の性質上、もともと一般化して述べるべきものではなくて、つねに、ある場面における、ある一つの固有名詞について、個別的に記述さるべきものである。したがつて、その記述は、普通名詞のそれが概念的ならざるを得ないのに対して、きはめて具体的であり詳細であるはずである。ただ、いかほど詳細に記述してみても、記述自体がことばといふ概念の記号でなされる以上、その属性を完全に描ききけることは不可能である。その内包があまりにも豊富であつて限定しきれない（無限である）といふ意味で、語の「意義」としてはむしろ無きにひとしいといふ、比喩的な意味でならば、ミルの言ふところも、ある程度は理解できる。しかし、これが「何ものをも内包しない対象の名称」であり、「何の情報をも伝へない」とすることは、あきらかに誤りであ

らう。さらにまた、イエス・ペルセンが、ミルの説を批判しながら、固有名詞も普通名詞も、その意義が文脈によつて限定される場合を考へれば結局は同様であるとして、両者に共通の性格を考へたことは、やはり正しくない。両者には、前述のやうに、そもそもその命名のしかたにおいて、むしろ反対のものがあるのであつて、普通名詞は、その意義が、一つの文脈において、何ものかをプラスするかたちで、より具体化され限定されるに對して、固有名詞の方は、一つの文脈に用ゐられた場合、前述のごとき豊富な意義のなから、むしろその文脈にとつて必要な点のみが、特にとり出され、強調されるのである、とも言へよう。

固有名詞が、その場面的な限定をはなれて、文字通り各個物特有の符号であるためには、その形式がまづ、既存のどのやうな記号とも異つた、全く新規で、特異なものでなければならぬ。しかも、その場合においてもなほ、例のオグデンとリチャーズの『意味の意味』第一章に示されてゐる三角形において、他の二辺をまはつての間接的關係にあるものとして破線で結ばれてゐる、記号 (Symbol) と指示物 (Referent) との間が、ただちに実線を以て結ばれるやうな、さういふ直接的關係をそこに考へることは、それがあくまで一つの記号である以上、やはり無理であらう。まして、固有名詞もまた社会的慣習にささへられた「ことば」である以上、そこにおのづから一つの類型が存するにいたることは、むしろ当然である。現実におこなはれてゐる固有名詞の形式は、みぎにいふやうな無意味な音結合によるものは、きはめて稀で、大部分は普通名詞（まれには、動詞・形容詞など）の形式を利用したものであり、その形式自体が一つの意義と結びつくものが多い。勿論、この形式の表はず意

義は、いはばその固有名詞の語源ともいふべきものであり、固有名詞自体の意義とは、必ずしも關係をもたない（たとへば「美智子」と呼ばれる女性がすべて美人で才智があるとはかぎらない）。しかし、このことはやはり、みぎにいふ類型の成立には關係して、「美智子」は女らしい名、「末広」は料理屋らしい名、「アグリ」は末子の女子の名といふやうな、社会通念が成立してゐる。固有名詞の命名者は、多くの場合、さうした類型にしたがひつつ、しかも（その、ある限定された場面内での有効性を前提として）さういふ記号によつて個物を他から区別せんとする矛盾をあへてしてゐるとも言へよう。これは、しかし、固有名詞が、一つの「ことば」である以上、つひに避けることのできない矛盾であつて、たとへ全く目新しい符号をある個別の固有名として創始してみても、登録制によつて以後絶対にその使用を禁じでもしないかぎり、時とともに、同様な事態はかならずおこるものと考へなければならぬ。かうして、固有名が「ことば」になるといふことは、次第にその場面的限定がうすれ、したがつて、ある種の属性をしめす点（意義）のみが強調されて、いはば普通名詞的になるといふことである。

(二九六八・一・七)

追記——たまたま本稿を国語学会に送つて一週間めに、数年にわたるN社とS社との係争は無事和解に達したといふ報告をうけた。蛇足ながら、余白をかりて一言しておく。

——京都大学教授——